

# きりばたけ

## 通信

63号

令和3年10月号(年4回)  
札幌司法書士会 会長 後藤力哉  
編集担当責任者 番井菊世  
<https://sapporo-shiho.or.jp/>  
〒060-0042  
札幌市中央区大通西13丁目4番地  
電話 011-281-3505  
FAX 011-261-0115



民法における成年年齢の引き下げが、来年春にせまって来ました。コロナ禍によって、学生の通常の授業にも影響が出ている昨今、若者への消費者被害への注意喚起はどうしても限定的となるでしょう。しかし、社会経験の少ない若者に高額な商品を売りつける等の悪質な商法は昔からなくなりません。最近はSNSを利用した巧妙な勧誘もあり、学生であっても親の届かないところで契約をしてしまう恐れもあります。若者の消費者被害を防ぐため、少しずつでも、注意喚起をしていきたいです。

## 成年年齢引き下げ

### 2022年4月1日施行



いよいよ来年4月から、成年年齢が引き下げられるね。

そうだね。「成人」はこれまでの20才から18才以上に引き下げられるね。



オッさんだよ



これで、18才からお酒も煙草もOKってこと？

いやいや、今回変わる法律は「民法」の成年年齢だから、若者の健康に留意した法律は変わらず、お酒も煙草もこれまでどおり20才からでなければ摂取できないよ。



法律ごとに年齢が変わるのって、なんだかややこしいね。じゃあ、今回は何が変わるの？

民法は、人と人の契約などのルールを定めている法律。未成年者は親の同意なく行った契約は原則取り消せるんだ。これが20才未満から18才未満になるというのが一番大きな特徴といえる。



じゃあ、18才で何か契約をしても取り消せなくなるってこと？スマホ買ったりとか。

そう、来年4月1日以降の契約で、そのときに18才以上の方は「未成年で、親の同意がないから」という理由では取り消せなくなる。もう未成年ではないので。



じゃあ、慎重に判断しなくちゃいけないんだね。

そうだね。若者をターゲットにしたマルチ商法等は、これまで20才以上の人を対象に勧誘をしてきたけれど、これが18才以上になる。悪質な勧誘には注意が必要になるね。



18才だと、大学や専門学校では1年生ということが多いから、先輩に誘われたら断りにくいというのもあるね。



そうだね。これまで若者を中心に被害が拡大したのとして、「サラ金でカードをつくらせてきたら数万円バックする」とか、「就職に有利なノウハウを収めたUSBを何十万もの金額で買い、人を紹介するとバックがもらえる」などがあつた。いずれも、多くの人が若くして借金を背負ってしまう結果になったよ。



そうか、これからはもう18才でカードで借金したりできるようになってしまうのか。



悪質商法からの勧誘はもちろん、そうした自己管理が必要なクレジットカードの使い方にも注意が必要だね。



そういえば、消費者契約法も若者対策で変わったのだけ。



うん、民法は全ての契約に原則適用されるのだけど、消費者契約法は、事業者と消費者間の契約を、情報の量や質、交渉力の格差を是正するための法律で、今般成年年齢引き下げからも発生した議論によって、法改正が平成30年にされたね。



消費者契約法では、どんな契約が取り消せるようになったの？



勧誘する事業者が恋愛感情を利用して断りにくい状況をつくる「デート商法」や、将来の不安をあおって契約させる「就職セミナー商法」などの類型のときに、契約を取消することができるようになったよ。



なるほど、そうした商法は、確かに社会に出る前の若者が狙われそうだ。



法の整備はあっても、一度契約をしてしまうと取消してお金を返してもらうためには、相手によっては苦勞することもあるから、不本意な契約をしないようにすることが大事だよ。



ネット社会に応じた消費者教育が重要になってくるね。



そうなんだよ。18才だと進学や就職で忙しいけれど、少しずつでも伝えていかないとね。

